

# 長岡地域

長岡市・中之島町・越路町・三島町・山古志村・小国町

# 合併協議会だより

## 第3号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局

## 第3回合併協議会開催 「長岡方式の地域自治」を提案



4月13日に、長岡市の長岡グランドホテルにおいて、第3回長岡地域合併協議会（以下 協議会 という。）を開催しました。

まず、報告事項として、県及び町村の人事異動などに伴う委員等の変更について報告を行い、続いて規程の一部改正、第1回新市建設計画策定小委員会の内容の報告を行いました。

協議事項では、農業委員会の委員の特例などの協定項目について、協議を行いました。地域自治の取扱いについては、素案についての意見交換を行い、意見を集約して次回以降にまとめて行くこととしました。

### 第3回長岡地域合併協議会の内容

#### 報告事項

- 報告第10号：長岡地域合併協議会委員等の変更
- 報告第11号：長岡地域合併協議会幹事会規程の一部改正
- 報告第12号：長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部改正
- 報告第13号：第1回新市建設計画策定小委員会

#### 協議事項

- 議案第23号：農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 議案第24号：地方税の取扱い
- 議案第25号：一般職の職員の身分の取扱い
- 議案第26号：組織機構及び支所の取扱い
- 議案第27号：慣行の取扱い
- 議案第28号：地域自治の取扱い
- 議案第29号：各種事務事業の取扱い（その2）

### 報告事項

#### 報告第10号

##### 長岡地域合併協議会委員等の変更

4月1日付けの県及び町村の人事異動に伴い、委員等の変更がありました。

- 協議会委員 岡田伸夫

- 新市建設計画策定小委員会委員  
(新潟県総合政策部市町村合併支援課長)

- 阿部誠一

- 幹事 (新潟県長岡地域振興局長)

- 河内和 幸三島町企画課長)

- 青木 勝山古志村企画課長)

#### 報告第11号

##### 長岡地域合併協議会幹事会規程の一部改正

#### 報告第12号

長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部改正

#### 報告第13号

##### 第1回新市建設計画策定小委員会

3月29日に、第1回新市建設計画策定小委員会を開催し、委員長等の選出を行いました。

- 委員長 豊口 協(長岡造形大学理事長)

- 副委員長 二澤和夫(長岡市助役)

詳しくは、協議会ホームページ、または最寄りの市役所・役場の合併担当窓口にある資料をご覧ください。

協議事項

議案第23号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
次のとおり承認されました。

- 1 編入される町村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。
(1) 編入される町村の農業委員会の選挙による委員のつち、40人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
(2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。
3 合併後最初に行われる一般選挙からは、農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、中之島町、越路町、三島町及び小国町は、現在の行政区域を区域とする選挙区を、長岡市と山古志村は2市村を合わせた区域に3選挙区を設置するものとする。

現在6市町村の選挙による農業委員の合計は90人ですが、合併時68人(長岡市28人+5町村40人)と限定してスタートします。(任期は平成17年7月19日まで) 議会議員の特例に当てはめるなら、定数特例と同じ取扱いになります。

議案第24号 地方税の取扱い
次のとおり承認されました。
長岡市の制度に統一する。
ただし、法人市町村民税の法人税割、固定資産税の納期及び中之島町の都市計画税については次のとおりとする。
1 法人市町村民税の法人税割
合併年度及びそれに続く3か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びそれに続く3か年度は現行どおりとする。

2 固定資産税の納期
合併年度は現行どおりとし、その翌年度から中之島町及び山古志村の制度に統一する。
3 中之島町の都市計画税
合併年度及びそれに続く5か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度は現行どおりとし、それに続く5か年度は段階的に調整した税率とする。

Table with 3 columns: 1 法人市町村民税の法人税割 (長岡市、越路町、三島町 14.7%, 中之島町、山古志村、小国町 12.3%), 2 固定資産税の納期 (第1期 4月16日~30日, 第2期 7月16日~31日, 第3期 12月16日~25日, 第4期 2月16日~末日), 3 中之島町の都市計画税 (17年度 0.03%, 18年度 0.06%, 19年度 0.09%, 20年度 0.12%, 21年度 0.16%, 22年度 0.20% (統一))

議案第25号 一般職の職員の身分の取扱い
次のとおり承認されました。
1 中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。
なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。
2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

長岡市と町村間では、職員給与の水準に格差がありますが、合併したからといって長岡市の水準に合わせることはせず、職員個々の現在の給料額を引き継ぐ方式をとります。したがって、人件費の総額が増えたり財政負担が増したりすることはありません。

議案第26号 組織機構及び支所の取扱い
次のとおり承認されました。
1 現在の長岡市役所を本庁とし、町村役場をその行政区域を所管する支所とする。
2 新市の組織機構の整備については、次の事項を基本として整備する。
(1) 住民サービスの低下をきたさないこと。
(2) 既存庁舎等を活用すること。
(3) 合併のメリットを発揮できること。
(4) 新しい時代に適切・弾力的・効率的に対応できる柔軟なものであること。
(5) 住民の声を的確に反映すること。
(6) 住民が利用しやすく、分かりやすいこと。
(7) 指揮命令系統、責任の所在が明確であること。
(8) 地域の特性を生かし、地域振興に対応できること。

3 組織機構は、段階的に再編、見直しを行うものとする。
4 各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。
5 附属機関等は、原則として合併時に統合するものとする。

議案第27号 慣行の取扱い
次のとおり承認されました。
1 市章及び市旗
長岡市の制度に統一する。
2 市民憲章及び宣言
長岡市の制度に統一する。
ただし、現行の各町の憲章及び宣言は、地域の憲章及び宣言として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討する。
3 市の花及び木
長岡市の制度に統一する。
ただし、現行の各町村の花及び木は、地域の花及び木として継承していく。

4 市の歌
当面は、長岡市の制度を引き継ぎ、新市歌については、合併後に検討する。
5 名誉市民
長岡市の制度に統一する。
ただし、現行の名誉町民は新市の名誉市民として引き継ぐ。

議案第28号 地域自治の取扱い
今回提案したものは、任意合併協議会で決まったものに、幹事会などで議論した内容を加えたものです。今後、協議会での議論の結果をもとに、市町村長の地域自治研究会で議論しながら、より良い長岡方式の地域自治を作り上げていきます。

《長岡方式の地域自治のあり方》
長岡方式の地域自治は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではないかと、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまうのではないかと、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではないかと、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと、という地域の不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。
地域自治組織の新たな仕組みを検討している国では、地方自治法や市町村の合併の特例に関する法律の改正及び合併に関する新たな法案を提出し、合併特例区(法人格を有する)や地域自治区(行政区タイプ)の設置ができるよう検討している。
しかし、法案では、合併特例区が担うことのできる業務は、地域の集会所・コミュニティセンターの管理や、地域振興イベント、里山・ブナ林管理などで、区長の権限が限られており、また区の設置期間も5年を限度とされている。
そこで長岡地域では、各町村で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。
また長岡方式の地域自治は、不安の解消だけでなく、地域自治で最も大切な地域住民と行政とが一体となって進めるまちづくりを構築することにも配慮するものである。

意見
地域自治は、地域の存亡に関わるほど重要である。支所機能、地域委員会に期待するものが大きい。今後地域自治研究会でも十分審議してほしい。
地域自治の内容がまとまるといって、議員の取扱いも前に進まない状態。持ち帰って、十分時間をかけて検討したい。

各種事務事業の取扱いで協議された主な事業

福祉・保健・医療分科会

保育料(認可保育所保育料)

調整方針 平均保育料の水準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く2か年度において段階的に調整する。なお、所得階層区分は平成17年度から統一する。

任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。市町村の保育料に格差があることから、急激な変化が生じないように経過措置を設けました。

乳幼児の医療費助成

調整方針 越路町、山古志村、小国町の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により、入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。

任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。通院入院とも6歳児(就学前)まで助成を行います。なお、越路町が、山古志村、小国町と同じ水準になりましたので、調整方針に加えしました。

商工・労働分科会

中小企業振興資金(普通貸付)

調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

任意合併協議会での結果とほぼ同様の調整方針です。中小企業者の健全な発展を図るための制度であり、長期で低利な運転資金及び設備資金の利用が可能となります。

○情報分科会

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows include 行政事務の電算システム and ネットワーク環境.

○福祉・保健・医療分科会

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows include 私立認可保育所施設整備補助金, ファミリー・サポート・センター, 子育て支援施設の設置, etc.

○商工・労働分科会

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows include 倒産防止等融資, 中小企業振興資金(普通貸付), 中小企業振興資金(創業貸付), etc.

○学校教育分科会

Table with 4 columns: No., Various Business Categories, Classification, Adjustment Policy. Contains 63 rows of educational programs and their adjustment plans.

○商工・労働分科会(続き)

Table with 4 columns: No., Various Business Categories, Classification, Adjustment Policy. Contains 16 rows of business and labor-related programs.

学校教育分科会 就学援助・奨励費補助事業 調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。...

表の見方(主なもの)

Table explaining the meaning of symbols used in the adjustment policy table, such as '統一' (unified) and '現行どおり' (as is).

協議会を傍聴しませんか? 第4回 長岡地域合併協議会 とき 5月7日(金) 午後4時から ところ 長岡グランドホテル (長岡市東坂之上町1丁目) 受付 午後3時30分から

